

26消安第6535号
平成27年3月20日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚流行性下痢の防疫体制の再確認について

常日頃から家畜衛生行政の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

豚流行性下痢については、豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル（平成26年10月24日付け26消安第3377号消費・安全局長通知。以下「マニュアル」という。）に沿った防疫措置について、豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導を実施していただいているところです。また、昨年12月下旬以降の発生件数の増加等を受け、「豚の飼養者等への豚流行性下痢に関する指導の再徹底について」（平成27年1月14日付け26消安第5027号消費・安全局動物衛生課長通知。以下「再徹底通知」という。）により、改めて豚の飼養者及び養豚関係者への指導の徹底をお願いしたところです。

現在、本病は、全国的に散発するとともに、関東地方の一部地域及び九州地方の一部地域では継続した発生が認められており、週当たり概ね10件の発生数で推移しています。また、発生農場における死亡割合は、マニュアルに沿った防疫措置の指導等の結果、昨シーズンに比べ低い水準で推移しています。しかしながら、昨年は3月第4週以降に発生件数が急増したこと、沈静化していない農場（非発生農場に復帰していない農場）は依然として全国的に存在すること等を踏まえると、引き続き本病が発生しやすい状況は全国的に継続するものと考えられます。

また、再徹底通知に基づく畜産関連施設への立入検査では、一部施設において、消毒施設が設置されていても常時稼働していないなどの事例が確認されたところであり、また、今冬の発生事例においても、獣医師又は管轄の家畜保健衛生所への通報が遅れ被害が拡大した事例が確認されるなど、マニュアルに基づく防疫措置が適切に実施されなかった事例が一部において確認されています。

このような状況を踏まえ、豚の飼養者及び養豚関係者に対して、特に下記に留意し、実際の養豚経営等の中で、マニュアルに基づく防疫措置が各農場及び各畜産関連施設において適切に実施されているか再度確認するとともに、必要に応じ、改善の指導を徹底いただきますようお願いいたします。

記

1. 各畜産関連施設での対策の徹底

肥育豚を用いた感染実験では、症状が消失した後も少なくとも1か月間大量のウイルスを排出し続ける個体が確認されていること、排せつ物等有機物の存在下や低

温下では消毒効果が低下すること及び特に哺乳豚については少量のウイルスでも感染が成立しやすい傾向があることに留意し、別紙の各都道府県の取り組み事例も参考にしつつ、と畜場等での交差汚染防止対策の実効性を再度点検、検証するとともに、今後も定期的な指導を継続することにより、衛生管理水準の維持や改善を図ること。また、特に、簡易な消毒のみが行われており、動力噴霧器等の消毒機器が設置されていない施設も散見されることから、消費・安全対策交付金（ソフト）を活用するなど、地域全体の消毒体制の強化に努めること。

さらに、本病の全国サーベイランスにおいて、非発生農場の肥育豚であっても抗体陽性となる事例が確認されていること等も踏まえ、発生農場由来豚の受け入れがないと畜場等においても、農場間の交差汚染を防止するための対策を積極的に実施するよう指導すること。

2. 養豚農場での対策の徹底

(1) 飼養衛生管理の徹底について

本病の対策としては、日頃からの飼養衛生管理の徹底による農場への本病ウイルスの侵入防止が重要である。そのため、豚の飼養者に対して、マニュアル4（1）の対策やワクチン接種の促進について、その実効性を確保するため、家畜生産農場清浄化支援対策事業を活用し、各養豚農場での飼養衛生管理に係る指導を民間獣医師に対して依頼すること等も含め、よりきめ細かい衛生指導を実施すること。

(2) 早期通報の徹底について

今冬の発生において、マニュアル3（1）の①から③までのいずれかに該当する家畜を確認していたにもかかわらず、獣医師又は管轄の家畜保健衛生所への通報が遅れ、肥育素豚の出荷により他農場に本病を伝播させたと考えられる事例が確認されている。このことを踏まえ、マニュアル3（1）に基づく早期通報について、改めて豚の飼養者への指導を徹底すること。

(3) 農場間の豚の移動について

マニュアル4（5）に基づき非発生農場に復帰するまでの間に、発生農場から他農場に豚の出荷の予定がある場合には、感染後耐過した個体は一定期間ウイルスを排出することに留意し、導入先の農場に対して発生農場からの導入のリスクについて説明すること。また、マニュアルに基づき無症状の豚を導入する場合であっても、出荷先の農場において、導入豚の隔離や導入豚の飼養管理者の専従化等の侵入防止措置及び農場内の感染拡大防止措置の適切な実施に努めるよう指導すること。

畜産関連施設への立入検査結果について

平成 27 年 3 月
動物衛生課

1. 「豚の飼養者等への豚流行性下痢に関する指導の再徹底について」(平成 27 年 1 月 14 日付け 26 消安第 5027 号消費・安全局動物衛生課長通知)により、畜産関連施設への立入検査及び防疫措置実施状況の報告を依頼。

(1) 検査実施期間

平成 27 年 1 月 14 日～平成 27 年 2 月 13 日

(昨年 10 月の PED マニュアル発出以降に立入検査を行い、適切な消毒等の継続的な実施が確認されている施設については再度の立入は不要)

(2) 立入施設数

全国で、と畜場 134 か所、化製場 35 か所、死亡獣畜取扱場 18 か所、共同糞尿処理場 40 か所、家畜市場 9 か所

2. 各畜産関連施設において、農場間の交差汚染を防止するための工夫として、以下のような取り組み事例が見られた。

(1) と畜場

- ・ 荷下ろし後、運転席マット、出荷時に使用した長靴・前掛け等の水洗を実施。その後、運転手(出荷者)が持参した消毒薬により、運転席内(マット、ハンドル、ペダル)、手指、長靴、前掛け等の消毒を実施
- ・ 運転手は場内で下車せず、豚追い込み専属の職員を配置
- ・ 凍結防止のため溶媒にウインドウウォッシャー液を添加すること等について指導
- ・ PED 発生農場からの肉豚等とは畜当日に受け入れ
- ・ 週のと畜場開場の最終日の午後のみ発生農場からの肉豚等を受け入れ(前日搬入車等との交差汚染を防止)

(2) 化製場・死亡獣畜取扱場

- ・ 発生農場が利用する際は日時を指定(市役所が管理)
- ・ 発生農場由来の死亡豚は直接搬入させず中継地点で運搬車両に引き渡し

(3) 家畜市場

- ・ 市場開催時に家畜防疫員が定期的に巡回
- ・ PED 発生以降、相対取引を行っているため、購入者ごとに搬入時間を区分(購入者が搬出後、次の購入者用の子豚を搬入)

(4) 共同糞尿処理場

- ・ 発生農場搬入後はダウンタイムを設定
- ・ 発生農場と非発生農場で使用設備を分離